



公益社団法人
広島南法人会
www.hojin.jp

みなみ

- ・ 税に関する絵はがきコンクール
- ・ 平成29年度 税制改正に関する提言(要約)



128

2017.1.15

2016年の広島では、さまざまな出来事がありました。外相サミットからはじまり、5月のオバマ米国大統領の被ばく地広島への訪問。そして25年ぶり広島東洋カープのリーグ制覇と広島に感動を与えた1年でした。

私の会社は南区出島にあり、広島南法人会の一員として自動車整備業を営んでいます。

また、青年部として広島南税務署管内の小学校に出前授業租税教室にも参加させていただき、小学校6年間で一人約500万円も税金が使われていると子どもたちに税金の大切さを教えている活動は、法人会を通じて学校・児童とふれあう活動となっています。

また、長男が小学校へ入学と同時に、学校・PTAや地域の方と一緒に活動する中で、毎朝早くから子どもたちの登校を声をかけながら通学路に出て見守ってくれる地域の方や、広島南法人会でも朝の声掛け運動に積極的に参加されていることに、子どもの安全を願う親として感謝を申し上げます。

少子高齢化、核家族化、一人居住老人が進む環境で法人会はよき経営者の集団として、正しい納税とともに税制の提言活動も行っています。税金で私たちの地域の公共施設などが運営され、安心・安全な暮らしを守るために、その財源はまさに私たちの税金であることを私たち大人が学ぶことが大切だと思います。私たちの収めた税金がどのように使われているのか、私たちの地域により良い環境や生活を提供しているのかを注視していかななくてははいけません。

会社も家庭もその地域での支えがあって成長できると思いますので、その繋がりを大切にしていくことが次世代の税を担う子どもたちのために、地域・企業・家庭が一体となって税金の大切さを多くの方に知ってもらうよう法人会として発進していきましょう。

胡子自動車工業(株) 結城 範宗



表紙のことは

新雪と落ち葉

初雪が降った朝、はんべえ庭園にて撮影した風景です。新雪の上に落ちていたもみじの落ち葉が、新雪の白色に映えて自然の造る美しさを感じました。

2017年。真っ白な歴史の中に彩り鮮やかな美しい思い出が訪れることを願う新年のスタートです。

広島南法人会のホームページへアクセス！！

広島南法人会

検索



2017

A Happy New Year

新年のごあいさつ



広島南法人会
中尾 建三 会長



広島南税務署
山内 弘昭 署長



今年も、企業の発展と社会への貢献に一層の尽力を。

平成29年の年頭に当たり、皆様方に新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、当会に対しまして、深いご理解とご協力を戴きましたことに心から感謝申し上げます。又、本年も変わらないご協力、ご指導を賜ります様お願い申し上げます。

昨年は、広島カープの25年振りの優勝がありました。この経済効果は300億円以上とも言われています。新球場に移ってから様々な用意された遣り方により、今やカープ人気は、全国的となっています。広島カープ球団の企業努力の賜物でもあり、カープを核としての波及による広島は盛り上がりました。今年も頑張っって日本一になってほしいものです。

それから、アメリカのオバマ大統領の広島訪問があり、とても画期的なことで、正に昨年は、広島イヤーでありました。

一方世界では、イギリスのEU離脱、アメリカ次期大統領にトランプ氏、韓国大統領の弾劾が決議される等々、これ迄の常識と思われていた価値観が大きく動いています。世界は、グローバル化と謳われていたものが、それぞれの国が内向になり、予測不能な世界になりつつあるのでしょうか。昨年12月には、ロシアのプーチン大統領の訪日があり、安倍総理との両首脳による北方領土問題、平和条約、経済協力等に関して話し合われました。

予測不能とも思われる世界情勢の中で、私達は国家について、国についてこれ迄以上に関心を持つべきなのでしょう。

さて、申す迄もなく、国家社会は税によって成り立っています。私共、法人会はその税についての知識の普及や、納税意識の向上のための事業に取り組んでいます。取り分け次世代向けの税に対する関心を深める活動は青年部会、女性部会の皆さんが頑張っています。

本年、マイナンバー制度が本格的になります。e-Taxの一層の推進と共にマイナンバー制度の記載についての協力にも努力したいものです。今年もまた、法人会の目的であります「企業の発展と社会への貢献」に尽力しようではありませんか。

本年が良い年になります様に、更には、皆様方の事業所の益々のご発展、皆様方の一層のご健康をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

税務行政の円滑な運営に、より一層のご理解とご協力を。

平成29年の年頭に当たり、公益社団法人広島南法人会の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から法人会活動を通じまして、税務行政に対して深いご理解と格別のご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、各種研修会の開催、租税教室への講師派遣、絵はがきコンクール等の公益事業に積極的に取り組まれるとともに、清掃活動をはじめとする社会貢献活動も活発に展開されておられます。

特に、次代を担う児童を対象とした租税教育活動につきましては、児童の心を捉える躍動感と一体感のある租税教室を展開されており、その活動は、一昨年の「全国青年のつどい」での最優秀賞受賞を機に全国的にも注目を集め、各地の法人会から問い合わせがあるなど、租税教育活動の更なる活性化に大きな波及効果をもたらしております。

このような各活動は、我々国税組織にとりまして、なくてはならないものであり、中尾会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方のご尽力、ご熱意に対して心から感謝を申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境に目を向けてみますと、近年は人々の働き方や家族のかたち、経済取引の形態等も大きく変容してきているほか、昨年からは開始されたマイナンバー制度については、今月から申告書や法定調書等の税務関係書類への記載が本格化されました。

こうした状況の中、私どもは、e-TaxをはじめとするICTを活用した申告・納税方法の普及・定着に取り組むとともに、国税庁の任務でもあります「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に向け、最善の努力を重ねていく所存です。

皆様方におかれましては、今後とも、税務行政の円滑な運営に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が貴会の益々のご発展と会員企業のご繁栄の年となりますこと、また会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税に関する 絵はがきコンクール

広島南税務署管内の広島市内

表彰式 平成28年11月12日 作品展示 平成28年11月10日～16日
場所 イオン宇品店 出品作品数 1,013点

会長賞 吉満 花音(段原小)



- ・銀賞/大山 紗嬋(比治山小)
- ・銀賞/戸高 緋凡(翠町小)

署長賞 上北 奈々葉(仁保小)



- ・銅賞/古土井 真奈(宇品東小)
- ・銅賞/美川 麻矢(大河小)
- ・銅賞/石田 小桜(楠那小)
- ・銅賞/水谷 優義(比治山小)
- ・銅賞/藤原 光沙(皆実小)
- ・入選/28名

金賞 河村 知優(宇品小)



江田島市内

表彰式 平成28年11月13日 作品展示 平成28年11月9日～15日
場所 藤三 江田島店 出品作品数 101点

会長賞 名島 凜(三高小)



署長賞 上村 色翼(三高小)



- ・銀賞/重田 竜之介(鹿川小)
- ・銀賞/樋口 聖哉(大古小)
- ・銅賞/宇根 凜大朗(江田島小)
- ・銅賞/川寄 康太郎(柿浦小)
- ・銅賞/高元 真輝(切串小)
- ・入選/12名

金賞 山下 大翔(柿浦小)



本年で第8回となる小学校6年生を対象とした税に関する絵はがきコンクールの表彰式を開催するとともに、各会場にて応募作品の展示をおこないました。今年度は20校から1,114作品の応募があり、多くの力作の中から広島南税務署管内の広島市内38作品・江田島市内20作品が入賞となりました。

法人会全国青年の集い北海道大会(旭川市)に巢守部会長をはじめ6名のメンバーで参加しました。8日の「租税教育プレゼンテーション」では、昨年の茨城大会での最優秀グランプリを受賞した広島南法人会の発表を参考にしている単位会もあり嬉しく感じました。

9日の大会ではスキージャンプの葛西紀明選手の講演、懇親会では北海道の幸を堪能でき有意義な時間を過ごすことができました。

今年の全国大会は11月に高知県での開催が予定されています。近場でもありますし大勢の会員の方々と参加し盛り上げていきたいと思えます。

青年部会 副部会長 高山 薫



100年前のひろしま

大正から昭和へ、活力に溢れた時代が映る



撮影：日吉文男氏

船越村に創業したのは1916年(大正5年)、100年を迎える梅田酒造場。小さな酒蔵で創業当時から造られる「本州一」は、私たちには馴染み深い酒だ。岩滝山から湧き出る伏流水を使い、広島県産の千本錦を精米して吟醸酵母で仕込んだ純広島産「本州一」。2008年IWCのSAKE部門では金賞を、その他多くの賞を受賞している。今ではフランスなど欧米での評価も高い「本州一」が、古くから親しまれていた様子がよくわかる写真がこの写真だ。昭和初期、賑わう海田市駅周辺の商店街。飲食店の屋根に建てられた「本州一」の看板には勢いがある。

船越には5軒の酒蔵があったが、今は「本州一」の梅田酒造場のみとなっている。100年の間造り続けた「本州一」魂は脈々と受け継がれて行く。

林家仁平 講演会

笑顔のもとに笑顔が集まる (講演+落語)



日時

平成29年2月1日(水)

14:00~15:30 受付開始/13:15

会場

グランドプリンスホテル広島 [2F瀬戸内の間]

〒734-8543 広島県広島市南区元宇品町23-1 TEL:082-256-1111

※駐車場はありますが、台数に限度がございますので、お乗り合わせの上お越しください。

定員

500名(先着順・全席自由)

※未就学児入場不可
※事前申し込みが必要です

会費

1名につき 1,000円

プロフィール

1964年埼玉県秩父市生まれ。B型

昭和62年 武蔵野美術大学 造形学部卒業

昭和63年 林家こん平に入門

平成4年 三ツ目昇進

平成12年 真打昇進

平成20年 平成19年度(第58回)

芸術選奨文部科学大臣新人賞受賞

- ◆ 落語においても明るく元気な林家伝統のサービス精神を受け継ぎながらも、古典落語を現代に広めるために努力を続け、落語の楽しさを伝えている。たい平ワールドと呼ばれる落語には老若男女数多くのファンを集め、年間を通じ定期的に行う自らの独演会を中心に全国でも数多くの落語会を行っている。落語の伝道師として名を高め、これからの落語界を担う、今もっとも注目を浴びる斬家である。

主催・公益社団法人 広島南法人会

〒734-0011 広島市南区宇品海岸1-10-21 TEL:082-254-2065 HP:<http://www.houjin.jp>

今後の社会貢献活動予定

【清掃活動】

清掃場所/広島みなと公園周辺

開催日程/平成29年3月5日(日)

※詳細が決定次第、会員の皆様には郵送にてお知らせします。

会員以外の皆様も参加いただけますので、詳細は当会ホームページをご覧ください。



瀬戸内海を望む花の寺 臨濟宗(禪宗)観音寺 木造阿弥陀如来立像

広島市南区 文化財を訪ねる



もう一つの見どころは「広島椿」(写真中)。浅野長晟公の妻で徳川家康の三女、振姫が江戸で育てていた椿をこの地に植えたと言われる。赤白絞りの赤無地を咲き分け見事。写真は寺の下の住吉神社と常夜灯。

真正面に金輪島が浮かぶ瀬戸内海を見下ろす元宇品の小高い地に、小さな寺がある。寺から続く石段は住吉神社の小さな社と古い常夜灯に続き、昔はこの直下まで海だったことを物語っている。中興は1600年頃だが、開基はもっと以前と見られる「観音寺」である。

ここに安置されている「木造阿弥陀如来立像」は、桃山時代から江戸初期に造られたとされる、室町時代の作風を残す本格的な像。古い仏像の多くを消失した広島市においては希少で、市指定重要文化財に指定されている。

ご本尊の十一面観音菩薩は、坂上田村麻呂の守り仏と言われる一寸八分の金の秘仏。源平合戦時に源範頼が奉持して平家追討中、宇品近海で見失ったものが、後年島の漕網にかかって曳き上げられたと伝わる。常勝將軍の守護にあやかり、毛利輝元や小早川隆景、その後は福島家、浅野家と、広島に入る武家は船を漕ぎ寄せ石段を上って参詣し、礼拝したという。そのご本尊が開帳されるのは33年に一度で、次は2033年の予定。稚児行列などもあり地域を上げて迎えるそうだ。



副住職の宗風さん。意外と知られていない驚くような歴史をいろいろ教えてくれた。木造阿弥陀如来立像はいつでも参拝可。



臨濟宗(禪宗) 観音寺

〒734-0012
広島県広島市南区元宇品町15-1
電話番号:082-251-5760

広島バス21号線、「広島港プリンスホテル」行き「広島港」を過ぎて、「郵便局前」で下車。徒歩 約5分。ただし、階段有り。



広島南法人会から5名の皆様が受賞され、団体として当法人会が2年連続「税務署長感謝状」を受賞いたしました。

【税務署長表彰】

・巢守 佳之(常任理事/巢守金属工業㈱)※前列左から3番目

【税務署長感謝状】

- ・金井 直樹(常任理事/㈱はんべえ) ※前列左端
- ・穴戸 正治(理事/㈱シンド) ※2列目右から3番目
- ・扇谷 泰彰(青年部会監事/㈱みなみ)※2列目左から3番目
- ・小道 邦子(女性部会理事/㈱南海) ※2列目右から2番目
- ・公益社団法人 広島南法人会



広島国税局長講演会

■実施日／平成28年12月1日
■場 所／ANAクラウンプラザホテル広島

講 師／広島国税局長 鏈水 洋氏
演 題／「我が国の財政と税を考える」
出席者／153名(内南法人会会員22名)

毎年、広島市近隣6法人会で開催している「広島国税局長講演会」を開催しました。

現在、我が国では「デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立」を目指し成長志向の法人税改革や経済社会の構造変化を踏まえた個人所得税・資産課税の構造的見直しを行っており、今後は若い世代に光を当て、「成長基盤」と「生活基盤」の再構築のため税制改革に加え、社会保障制度を含めた関連する諸制度における総合的かつ整合的な対応が必要であるとの内容でした。

毎年、その年のタイムリーな経済政策をお話いただき、今後の改正内容がより安心して生活できる社会となるように、改革されていくことを切に願うひとときでした。



租税教室

■実施日／下記記載

■場 所／下記記載(小学6年生対象)

※平成28年12月14日～平成29年3月末まで、8小学校(616名)への租税教室を予定しています。

実施日	学校名	参加人数	講 師
平成28年6月29日	切串小学校	7名	松本 浩一氏、 山部 晃路氏
平成28年12月5日	元宇品小学校	10名	福本 亨氏、 松本 亮氏
平成28年12月9日	青崎小学校	57名	松本 浩一氏、 山部 晃路氏
平成28年12月12日	楠那小学校	57名	三樹 賢吾氏、 塩本 洋也氏
平成28年12月13日	大河小学校	69名	宮本 昌廣氏、 山部 晃路氏、 金井 直樹氏

平成28年度の租税教室がスタートしました。本年度は13校の小学校から授業の依頼を受けています。「ラップだ税」の授業も3年目をむかえ、講師陣も今年初めて参加する部会員の皆さんが活動に加わって、にぎやかに活動しています。

児童のみなさんに印象に残る授業を目指し、青年部会員一丸となって、これからも活動していきます。



元宇品小学校



切串小学校



青崎小学校



楠那小学校



大河小学校

山口県連女性部会連絡協議会「第10回 租税教育活動シンポジウム」

■実施日／平成28年8月26日

■場 所／セントラルホテル(山陽小野田市)

■出席者／巢守 佳之氏、 山部 晃路氏、 高山 薫氏



平成27年度に全国青年の集い茨城大会にて「租税教育活動プレゼンテーション」で最優秀賞をいただいたことで、山口県連女性部会連絡協議会より招待いただき、当会の租税教育活動を発表させていただきました。

「消防車・救急車・ゴミ収集車」とラップ実演も行い、女性部会の皆さんと一緒におおきに盛り上がりました。

当会の活動が租税教育活動に携わる皆さんの活動のヒントとなるよう又講師も楽しんで参加できる活動になるようにますます磨きをかけていきたいと思ひます。

国税庁ホームページが便利です！

使って実感！

税に関する知りたい情報を、いつでも手軽に確認できます。ぜひご利用ください。

こんなときに

- 1 各種パンフレットや手引きを見たい
- 2 よくある税の質問に対する回答が知りたい
- 3 各種確定申告書等を作成したい
- 4 e-Taxの利用等に関する情報が知りたい
- 5 マイナンバー制度について知りたい
- 6 法人番号を検索したい

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
法人番号 7000912056002

1 各種パンフレットや手引きを見たい

2 よくある税の質問に対する回答が知りたい

3 各種確定申告書等を作成したい

4 e-Taxの利用等に関する情報が知りたい

5 マイナンバー制度について知りたい

6 法人番号を検索したい

社会保険・税番号制度<マイナンバー>
法人には、法人番号が通知されます。

1 2 3 4

www.nta.go.jp

国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

広島市役所からのお知らせ

【給与支払報告書の提出等について】

平成28年中に給与の支払をされた法人・事業主の方は、平成29年1月31日(火)までに、給与支払報告書(個人別明細書と総括表)を提出してください。このうち、「個人別明細書」は、平成29年1月1日に広島市に住所がある方で、平成29年1月1日現在において給与の支払を受けている方又は平成28年中に退職した方で給与支払金額の合計が30万円を超える方(アルバイトなどの短期就労者も含む。)について1名につき2枚、「総括表」は広島市に提出される個人別明細書に係る人数等を記載したものを1法人・事業主につき1枚、それぞれ作成していただくものです。※法人・事業主の方は、特別徴収義務者として、原則全ての従業員について、市民税・県民税を特別徴収(給与から差引き)し、納めていただく必要があります。広島県と県内全ての市町では、特別徴収の適正実施に取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いします。

○提出先・お問合せ先

広島市役所財政局税務部市民税課市民税係 (TEL082-504-2089)

【償却資産の申告について】

事業を営んでいる方で、平成29年1月1日現在、広島市内に償却資産を所有している方は、その償却資産の種類・取得価額・数量等を平成29年1月31日(火)までに申告してください。

○償却資産とは

事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の構築物・機械・器具・備品等の減価償却できる資産(自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車等を除きます。)をいいます。

○提出先・お問合せ先

広島市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係 (TEL082-504-2127)

※申告書、申告の手引等が必要な方は、郵送しますのでご連絡ください。広島市ホームページからもダウンロードできます。

なお、複数区に償却資産を所有している方は、償却資産の所在する区ごとに申告書を作成し、提出してください。

☆電子申告をご利用ください☆

広島市では、「eLTAX(エルタックス)」(地方税ポータルシステム)を利用し、インターネットによる申告等の受付を行っています。

詳しい内容や手続等は、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

■平成29年度税制改正に関する提言(要約)■

＜基本的な課題＞

1. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締る直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信託が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や児童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび取税確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したのみや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化するべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し

円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比率要素のあり方を見直すことが必要である。

III. 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根ざした技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うため

に、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と公務活動費の適正化を求め

IV. 震災復興

○東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

○今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

(1) 役員給与は原則損金算入とすべき

(2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能の回復

(2) 各種控除制度の見直し

(3) 個人住民税の均等割

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

(4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

3. 超過課税

4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告

平成29年度「税制改正に関する提言」につきましては「公益財団法人全国法人会総連合」のホームページをご覧ください。

<http://www.zenkokuhokujinkai.or.jp>

全法連

zoom up

DEJIMASTOCK

広島市南区出島1-21-15
TEL/082-253-5566

report



店長 木下 真由美さん

店内の案内をしてくれた木下さん。売り場や家具について熱心に説明しながら、DEJIMASTOCKのこだわりや魅力を伝えてくれた。

家具・インテリアから考える 空間づくりをサポートする



工業街でありながら、商業施設も近隣に増えてきた出島の活性化の目的も担っている。



木やカバーリングの色が選べる家具も豊富。知識豊富なスタッフに相談を。

近年人気の“一枚板”のコーナー。板と合わせる椅子も合わせて選ぶことができる。

木材の製材・卸業からスタートし、木材を用いた住宅事業、さらにそのメンテナンスを手掛けるリフォーム事業と、ニーズに応じてサービスの幅を広げてきた山根木材。そんな同社が今年新たにスタートさせたのが、家具事業である。住宅の顧客から家具やインテリアの相談を受けることも多く、家という箱だけではなく、その中のコーディネートまで含めたトータルな空間の提案を新たな付加価値とした。家を建ててから家具を選ぶのではなく、「こんな風に暮らしたい」というイメージや、置きたい家具から、フローリングや建具の色を決めていくという逆の発想を、出島の本社倉庫を再

生したDEJIMASTOCKでサポートする。

大塚家具の商品を中心に、国内外の優れた家具をカテゴリーやコンセプト別に紹介。キッチンなどの住宅設備と合わせたコーディネート例や、家具との調和を確認できるフローリングサンプルなどを置いているのも、住宅会社らしい提案。もちろん、家具だけを探しに行くのも楽しい店となっている。

zoom up

(株)江田島造船所

江田島市江田島町小用3-17-15
TEL/0823-42-1311

report



専務取締役 出木谷 秀雄さん

木造船の造船から始まったという歴史と技術を、社長や専務などの若手後継者が受け継ぐ。知らないことが多い船の話は、とても興味深い。

信頼の高い技術力で対応する 船の修理、点検、メンテナンス



江田島の小用港近くにある江田島造船所。船底の藻や貝が速度の障害になるので、浮ドックでは徹底的に除去する。



船のまるごと修繕を可能にする浮ドック。



修繕中に船員が滞りする部屋も完備する同社施設。「元気が一番!!」の文字が目印で、島の人にもこれで広く知られているという。



車の車検のように、船にも定期点検の義務があることをご存知だろうか。江田島造船所は、そうした船舶の修理、修繕、点検、メンテナンスを専門に行う造船所。周辺造船所の中では、いち早く浮ドックを導入したことで知られ、現在は80mと70mの2基体勢で稼働。フェリーや貨物船、作業船のほか、自衛隊の船なども請け負っている。

船の規模も様々な上、作業の内容も外面の清掃・塗装、船内施設の修繕、機械のメンテナンスなど、多岐に渡る。ベテランから若手まで多分野の職人をそろえて、ニーズに総合的に対応する。

常に塩水と潮風にさらされている船には丁寧な修繕が必要だし、海の上で人を守る安全性は欠かせない。さらに車のように代車を出せる訳ではなく、その船と働く人の仕事を止めることになるので、スピードも求められる。

そんな課題の多い仕事に信頼で応えてきた同社には、クチコミからの新規発注や、出張メンテナンスの依頼なども全国から寄せられているそうだ。

1月・4月・6月・10月と年4回開催している法人税の確定申告をメインとした説明会ですが、2年前まで参加人数が少ない状況のため研修委員会でも、なんとか魅力ある説明会ができないものだろうかと考えておりました。

昨年からは、開催案内を毎回、全会員へ案内し、開催案内の文面も変えた結果、徐々に参加人数が伸び、最近では40名前後まで参加者が増えております。

講師は、広島南税務署審理担当官です。基本の「法人税確定申告に必要な内容」をお話ししながら、参加者の皆さんの興味をひく内容(マイナンバー制度等)を盛り込んでいます。

いよいよ平成29年1月からマイナンバーを記載した書類の提出が本格的に始まります。

会員以外の方も参加いただける説明会となっていますので、ぜひご参加ください。



今後の研修会開催予定

【決算期別説明会】

開催場所／広島市南区民文化センター

日 時／平成29年4月12日(水) 13:30～15:30

日 時／平成29年6月21日(水) 13:30～15:30

【研修会】

平成29年2月に税務関係以外の研修会を開催予定です。日程・開催内容等決定しましたら会員の皆様に郵送にてご案内いたします。

※研修会は、会員以外の方も参加可能です。詳しくは広島南法人会ホームページに掲載いたします。

新設法人説明会

■実施日／平成28年12月7日 ■出席者／7社(10名)
■場 所／広島市南区民文化センター

平成27年～平成28年に新規開業された法人関係者を対象にした新設法人説明会を開催しました。広島南税務署より講師をお迎えし、「マイナンバー制度・法人税・消費税・源泉所得税・ダイレクト納付」について説明いただきました。

会員増強期間中でもあることから、結城組織委員長より法人会について説明し、新規入会のお願いも同時にしました。



平成29年度税制改正に関する提言活動

■実施日／平成28年12月2日
■場 所／江田島市議会

全法連では、毎年法人会会員の税制に関する要望や意見をまとめ、政府、政党、関係省庁に対して建設的な税制形成要望活動を行っています。

平成28年12月2日に大中副会長、濱野副会長、桜井税制委員長により江田島市議会へ平成29年度税制改正に関する提言活動を行いました。

登地靖徳副議長と面談し、税・財政改革のあり方や経済活性化と中小企業対策について説明し、提言書を手渡しました。



まてみんさい市

[広島市南区 広島市まんが図書館]

〒732-0815 広島市南区比治山公園1番4号
TEL:082-261-0330

広島市のデルタ平野の中に、こんもりとした緑の自然を残す比治山。広島市内や瀬戸内海を一望する標高約70mの小山は市民の憩いの公園として親しまれ、春は桜の名所として賑わう。建築家・黒川紀章氏の設計による広島市現代美術館を中心として、アートなどが点在する公園内で、もう一つ人々が集う場になっているのが「広島市まんが図書館」だ。

前身は比治山公園青空図書館であったが、各区役所や公民館の図書施設の充実により利用者が減ってきたことから一時閉館。1997年に公立では日本初の漫画専門図書館に生まれ変わった。漫画やアニメが“クールジャパン”として見直される前に、漫画を一つの文化として捉えたのだから、広島市に先見性があったと言えるだろう。

扇形になった2Fが開架書庫、閲覧室になっており、一部を除いてはコミックス、雑誌ともに貸出ができる。広島市立図書館の共通利用券で、一人10冊を2週間まで。返却はどの施設でもOKというシステムだ。

館内に所狭しと並ぶ漫画は、作者名で分かれており、

新旧・少年少女漫画向けもさまざま。ずらっと見ていると、思わず懐かしいタイトルが目に入り、手に取ってしまうことも。検索システムもあるので、お目当ての漫画が見つからない時は調べて、書庫にあれば出してもらうこともできる。館内で閲覧も自由だが、“木かげで読書”のシステムもあり、天気の良い日などは公園に持ち出して屋外で読むこともできる。

一つの文化として漫画を取り扱っているので、漫画の文化や歴史などの研究に役立つ書籍や漫画の描き方の指南書なども充実。「貴重資料」のコーナーには、古い漫画や雑誌などがあり、多くは館内であれば閲覧することができる。プチ講座などを開くことがある「ふれあいコーナー」には、外国語に翻訳された日本の漫画や、広島にゆかりのある作家や作品も並ぶ。

広島市の一つの名所として、今や県外や海外からも訪れるという図書館。未見の方は、休みの日に親子で出掛けてみてはいかがでしょうか。



10:00~17:00で月曜休館。広島段原ショッピングセンター駐車場は、駐車券提示で2時間無料サービスあり。



公募で選ばれたマスコット・キャラクターのマッピーがご案内。

おもしろその年まんが大賞
毎年年末年始に作品を募集。全国や海外からも応募がある。今年1月15日(日)が締め切り。
<https://www.library.city.hiroshima.jp/manga/>

漫画研究資料のコーナーには机も設置。壁面ガラス戸の中の貴重資料を見たい時はスタッフに。





貸出カウンター。貸出機(右)を利用して、自分で手続きすることもできる。



作者の50音順で作品が並ぶ。人気作や最新刊は貸出不可のことも。



外国美翻訳本や広島ゆかりの作品のコーナー。「はだしのゲン」は多くの国で読まれていることがわかる。



貴重資料コーナーには、ジャンプやコロコロコミックスの創刊号なども並んでいた。



漫画資料コーナーには、漫画の描き方などの参考書も。手塚治虫のデッサン集などは、思わず手にとりたくなる。



経営計画書

三柵賢吾 / ダイコーフーズ株式会社



自動販売機やコーヒーなどのオフィスマネジメントサービスを展開するダイコーフーズ(株)。創業者であり父である初代社長(後ろの写真)から受け継がれた企業姿勢を大切にしつつ、時代に即した新しいサービスに取り組んでいる。

代々書き継がれてきた経営の指針 歴史をふり返り未来へと活かす

「私のお宝はこれです」と、三柵さんが机の上に並べて見せてくれたのは、「経営計画書」と書かれた手帳。

三柵さんの父である創業者の時代の19期から、2代目を経て、3代目の三柵さんが迎えた今期・46期まで受け継がれている。当初は台帳だったものが、いつでも持ち歩いて確認したり書き込んだりできるように手帳タイプになった。文字通り会社の長期・短期の経営計画を明記するとともに、売上や利益なども書き込んでいき、これを見れば会社の経営状態が一目瞭然。三柵さんは、前期と今期のを肌身離さず持ち歩き、日々経営の指針にしている。悩んだ時は古い計画書を見直すと、過去の出来事とその対応に解決策を見出すことも多いそうだ。



毎年新しい期が近づくと、めざす指針をまとめ次年度の「経営計画表」を作成するのも、三柵さんの大事な使命。「毎年頭をひねりまくっています」と笑った。

期の始まりには全従業員に配布し、基本となる企業姿勢やめざす方向性の共有や意思統一にも役立てている。会社にとっても三柵さんにとっても、まさしく“お宝”と言えるだろう。

木彫りが結ぶ縁

中西平三 / 中西木彫研究所



知り合いに依頼されたというフクロウを掘る中西さん。仏像に限らず、大きいものから小さいものまで、さまざまな木彫を手掛ける。1本の丸太に手だけ命を吹き込んでいく技術はさすが。広島にこんな仏師がいらっしゃったのかと驚く。

被爆クスノキの第二の命を吹き込む 技と心に人々の縁が結ばれていく

広島では名をなした仏師の三男として生まれた中西平三(泰風)さん。幼少の頃、平塚町で被爆したが、兄弟とも助かったのも何らかの加護があったのかもしれない。

建設会社勤めをしていたが、次兄の隆さんに続いて父に弟子入りした。中西さんが一大制作として取り組んだのが、比治山の「長性院」の仁王像。伐採を余儀なくされた比治山の被爆クスノキに仏像として再び命を吹き込むという仕事に、被爆を経験した兄弟として使命感を感じ、4年をかけて掘り上げたという。

これを知った京都の相国寺有馬管長



被爆クスノキで掘られた観音像は、京都の虚白院に安置された。長性院では、仁王像のほか、本堂の欄間、観音・勢至菩薩坐像などを手掛けている。

から声がかかり京都の虚白院に安置する観音像を彫ったり。にしき堂の会長に請われて「もみじ観音(2m)」を彫ったところ、ヒット商品が生まれて感謝されたり。このことがご縁となり財布

に入るサイズの「お守り」を作ったところ、各方面の皆様から大変喜ばれている。そう言った様々なエピソードを、仏師のイメージとはやや異なる“広島のおっちゃん”的口調で、面白おかしく聞かせてくれる。木とノミで生む技と、この人柄で、いろいろな人を惹き付けてきた様々な縁が中西さんのお宝と言えそうだ。

会員企業のお店 & スポット

どうせ行くなら、会員企業のお店！広島南法人会会員が経営するお店やスポットを紹介するコーナーです。皆さん、ぜひ利用しましょう。



薪ストーブ専門店 モカストーブ

📍 南区翠4-11-7
 🕒 10:00~17:00
 土・日定休(予約で見学可)
 ☎ (082)-236-7773



デザインと機能性に優れた薪ストーブの魅力を実感



最新の欧州薪ストーブの機能性の高さにも、楠さんのセンスの良さにも感心させられるショールーム。

土木系の設計から、インテリアデザインに興味を持つようになったという、ちょっと異色な経歴を持つ楠勝也さん。インテリアを基準にしたコーディネートを考えるうち、北欧の家具やスタイルに興味を持ち、思い切って渡欧。様々な勉強をしてネットワークを作って帰国後に、紹介したいと思ったものの一つが、欧州で歴史と技術革新を重ねた薪ストーブだった。

都心のデザインオフィスでは稼働展示が難しかったため、翠町の自宅の1Fをショールームとしてオープン。薪ストーブの暖かさや、デザインと機能性の高さ、においや煙をほとんど出さず、住宅街でも設置可能なことなどを実感できる。また“エコ”も重要な特性なので、県内の林業農家と契約し県産間伐材の仕入れルートも確保し、紹介。

冬場はその良さを実感できる好機なので、暖かく、センス良く、居心地の良い空間をぜひ覗いてみては。



かしま藤三 江田島店

📍 江田島市江田島町江南1-9-21
 🕒 9:30~19:00
 (藤三江田島店の休みに準じる)
 ☎ (0823)42-5366



上は97歳まで、江田島の女性たちに美と癒やしを提供し続ける



肌診断を受けながら、代表のか島さんと世間話を楽しむ顔馴染みのお客様。



10分エステは、買い物ついでにできると好評。メイクのアドバイスも。

江田島で化粧品の提供を続けて30年の「かしま」。島のマダム達の美を支え続け、馴染み客も多く、最高齢のお得意様は97歳。希望に応じて、自宅はもちろん、老人ホームへの配達も受けているという。

ショッピングセンターの藤三の中にある店は、ちょっとしたエステコーナーも併設。最短10分から40分のコースまで、買い物のついでにリラックスしながら肌をお手入れしてもら

う、癒やしのひとときを提供している。

店頭では肌診断も実施。肌の状態に合わせて、お手入れ方法や化粧品の選び方などのアドバイスも。島の女性の美しさを保つ、心強くも心地よい憩いの場なのである。



第33回 法人会全国大会 長崎大会

■実施日／平成28年10月20日
■場 所／長崎ブリックホール

■出席者／5名

この度、長崎で行われました法人会全国大会に、中尾会長、大中副会長、塩本副会長、巢守青年部部会長と山部で出席させて頂きました。私達青年部会は一昨年の「法人会全国大会青年の集い」の租税教育プレゼンテーションで、最優秀賞を受賞致しました。今回の長崎大会では「アクティブラーニングを活用した租税教室ラップだ税」を披露させて頂く場面があり、巢守部長は当時の本番さながらのプレゼンテーションで最優秀賞受賞の貫禄を見せて下さいました。私は客席で撮影をしておりましたが、発表後多くの方からお褒めの言葉を頂戴し、青年部の皆さんと頑張ってきて良かったとあらためて思いました。後数年は広島を超える活動発表はないのではないか、と自負しております。今後もより誠実に活動に努めて参りたいと思います。

理事 山部 晃路



チャリティーバザー

■実施日／平成28年10月15日
■場 所／ユーティー宇品サービスステーション

秋晴れの中、女性部会主催の「チャリティーバザー」を開催しました。本年度は台風の影響で段原地区の「猿猴川かっぱまつり」での出店が中止となったため、会場変更を余儀なくされ、急遽当会会員である鳥井油業(株)様のガソリンスタンド「ユーティー宇品サービスステーション」にて開催。当日は近くにある神田神社の秋祭りもあり、多くのお客様にお買い求めいただき、閉店の午後4時前には、ほぼ商品が完売、急遽会場変更となりましたが、昨年と同様に大盛況となりました。



売上金182,750円は社会福祉法人広島県共同募金会を通じて「平成28年熊本地震災害義援金」へ寄付いたしました。チャリティーバザーにご協力いただきました皆様に深く御礼申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

チャリティーバザー商品提供団体・法人・個人の皆様					
広島南税務署 (一社)広島南青色申告会 ㈱赤松工務店 アンティワークス(株) ㈱井住 ㈱うしお 永進産業(株) 胡子自動車工業(株) ㈱江盛	㈱エンゼルキャブ ㈱大畑設備 ㈱大田舞祭 ㈱オオケン ㈱太田花かつお ㈱オーランド商事 景山産業(株) ㈱兼正冷熱工業 共栄金属工業(株)	㈱キョクトー ㈱熊本組 ㈱久米組 合田産業(株) 佐々木順建設(株) ㈱シンド ㈱寿老園 志和建設(株) ㈱すぎはら	巢守金属工業(株) ㈱大幸塗装 ㈱タカケン ㈱高崎モータース 田邊電業(株) ㈱谷組 ㈱玉屋 東栄汽船(株) ㈱トニーチ	鳥井油業(株) ㈱中尾鉄工所 ㈱南海 浜本工芸(株) ㈱浜野材木店 ヒラタコーポレーション(株) ㈱ヒルセン 広島海運(株) 広島市信用組合南支店	広島信用金庫段原支店 広島信用金庫東雲中央支店 (有)福助ドライクリーニング (有)政広商店 ㈱松本組 丸善中国(株) みつぎ産業(株) 満長建設工業(株) (有)みなみ

宮本産業(株)
伊藤 瑞穂
(有)宮崎畳店
加藤 昌子
ムサン電機(株)
中田 雪代
もみじ銀行宇品支店
中西 平三
もみじ銀行翠町支店
山部印刷(株)
㈱遊心書道
㈱横山工業所

編集後記

【初めて育てた花木 サツキ】

私の庭にも椿が色々ありますが、枯らした椿も多くあります。

ト伴錦もありますが、枝を切り詰めた為か今年には花がありません。

多くなった椿の名も、良く知らなかったが、最近皆さんのアドバイスで名前が分かり、育てる楽しみも増えています。

樹木を育てることは、人を育てる事と共通した所があり、ワタシは若い人にも勧めています。

私はその気になったのは、退職した頃で5月に田舎の親戚にいった時でした。(26歳の時)

道路の両端に、その家で自慢のサツキの盆栽が満開で並んでいました。

私は、叔父さんに「あんな見事なサツキは何年で出来るのですか」と尋ねました。

叔父さんは、「10年経てばあんな立派な盆栽が出来るよ」との返事で、サツキの小さい苗を数本分けてくれました。

早速鉢に植え育てる事にしましたが、3年経って貰ったサツキは花を付け、苗木も少し大きくなりましたが、どうしても一本の花が付きませんでした。

5月に家内の里で、自分の処に無いサツキが咲いていました。どこで貰ったのか尋ねると、私が小さい苗を持参して植えたサツキとの事でした。

それで判った事は、私は花芽が付いた枝を剪定で落としていた事に気付いたのですが、それは自分の庭で花の付かないサツキの苗木でした。

サツキは花を咲かせるのも大切です、枝を作り樹も育てる事が大切です、その見事な盆栽にするには大変な年月も必要です。

でもこんな育て方でも、自分なりに分かった

事があり、人を育てる事と共通な点で、2年先3年先に花を咲かせるために、いろいろな努力をしなければ花は咲かない、また樹も枯れていきますが、形を作るには針金で縛り強制も必要な事です。あ サツキについては、多くの失敗があり自慢は出来ませんが、私は今でも部下が育たないので、自分ひとりで苦労しています。

そして良かった事は、いろいろ考える事を教えられた事です。(思考には、十か一の2者の選択以外に数多くの選択があり、努力すれば無限の夢の実現が可能である事を教えられました。)

広報委員 幸田恒弘





ようこそ広島南法人会へ！ 新入会員紹介

平成28年7月1日～平成28年11月30日

支部名	法人名	所在地	電話番号	代表者	業種
宇品東	(有)三協機工	宇品神田5-3-6	082-255-5006	松本 美津江	昇降機保守業
	(株)前田商店	宇品海岸1-2-9-1	082-251-0547	前田 一	飲食料品卸売業
宇品西	(有)旨森商店	宇品西1-1-27	082-251-4062	旨森 功	建設業
	(有)山下運送店	宇品西1-8-5	082-251-5565	山下 春好	運送業
	(有)新華	宇品御幸5-11-24	082-252-2446	大石 博美	医療器具販売業
出島・似島	フィード(株)	出島1-7-2	082-254-1128	木村 繁生	建設業
	中国金属(株)	出島2-10-18	082-254-1771	小林 英三	製缶業
	(有)アイアイ・システム	出島2-1-29	082-250-3150	濱田 信幸	空調設備工事業
	大西電機ホールディングス(株)	出島2-21-41	082-256-9688	大西 憲一郎	電気機械器具の設計・販売業
皆実・翠	(有)エイコー堂薬局みどり店	翠1-10-25	082-254-8785	西本 隆志	薬局
	(有)三石	皆実町5-20-6	082-252-1288	畑石 尚偉	不動産業
的場・松川	(有)川本会計センター	松川町2-7-2	082-264-2221	川本 泰清	会計業務
京橋・比治山	中国乳栓(株)	比治山本町13-6	082-253-0255	清水 宣子	紙工業
段原	(株)タムラ工業	段原南1-19-26-301	082-253-2615	田村 智紀	建設業
	(有)リンパール	段原山崎1-10-5	082-258-3620	藤岡 聡	ビルメンテナンス業
旭・出汐・霞	広島銀行 大河支店	旭2-17-1	082-254-1157	支店長 國田 裕之	金融業
	(有)村田組	出汐2-1-17-403	082-254-1144	吉見 優一	建設業
	(有)慈恵コーポレイション	西旭町8-8	082-255-2829	落海 孝江	介護事業
東雲	(有)金子建設	東雲3-3-27	082-281-1533	金子 満征	建築土木工事業
仁保・青崎	(株)共栄建設	仁保4-5-2	082-256-6080	吉見 優一	建設業
	(有)S・E・E・D総合技建	向洋新町2-2-14	082-283-5023	塚本 直樹	建設業
江田島	二矢川建設(株)	大柿町柿浦1457	0823-57-3939	二矢川 徹	土木建築工事業
	エタシマガス(株)	能美町中町4433-1	0823-45-0100	成瀬 真二	プロパンガス販売業
賛助	播磨機械工業(株)	安芸郡熊野町5338	082-282-3232	栗井 孝二	機械器具設置業
	(株)放映企画	西区西観音町2-1	082-291-3575	田村 嘉庸	広告代理業
	ベーシックコーポレーション	南区宇品神田5-8-19	082-252-0778	中西 久美子	建築資材卸売業
	髪創工房 拓	南区宇品御幸1-9-26	082-256-6006	山本 拓治	美容業
	サンラボ	南区宇品御幸2-15-22	082-255- 8211	平野 正浩	歯科技工業
	信川塗装工業	南区東雲2-1-11	090-7999-1036	信川 秀治	塗装業
	タカムラ	南区東雲本町1-8-4	082-286-3615	高村 光浩	建築塗装・防水業
	城川 喜代登	南区皆実町1-10-14	082-252-6502	城川 喜代登	飲食業
中嶋税理士事務所	南区皆実町1-13-16	082-258-2494	中嶋 克巳	税理士	

会報みなみ／第128号

2017年1月15日

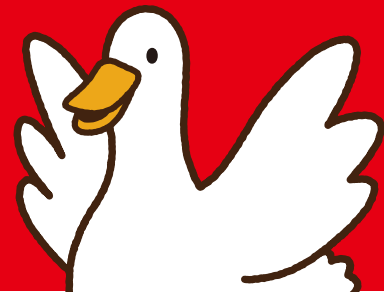


【発行】 公益社団法人 広島南法人会
 (法人番号2240005012709)
 【事務局】 〒734-0011 広島市南区宇品海岸1-10-21
 TEL.082(254)2065
 【印刷】 山部印刷株式会社

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

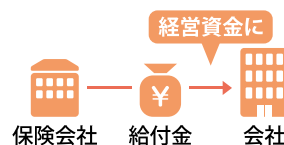
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

アフラック広島総合支社

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番18号東芝フコク生命ビル5階

☎082-221-5966 FAX082-221-5976

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043-1611025 7月29日